

事務連絡  
平成25年9月3日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課  
栄養指導室

#### 特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法に基づき実施されているところ です。

平成25年度から開始している健康日本21（第二次）の推進にあたり、特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援については、平成25年3月29日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」において、留意事項をお示したところ です。

健康日本21（第二次）の目標の一つである「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」に関する評価方法に関連して、今後衛生行政報告例を改正予定ですので、事前にお知らせ します。

#### 記

##### 1 「管理栄養士又は栄養士」の配置状況について

管理栄養士又は栄養士の配置状況については、従前のとおり、衛生行政報告例の「第12 給食施設」において報告していただきます。

しばらくの間、引き続き常勤の配置率の向上を目指していくこととなるため、常勤の数の報告とします。

2 「肥満並びにやせに該当する者の割合が増加している施設」に対する指導・助言について

- (1) 衛生行政報告例の「第13 特定給食施設に対する指導・監督」において報告いただいている指定施設における「指導・助言件数」の「栄養管理」及び指定施設以外の特定給食施設における「指導・助言件数」に該当するものについては、各自治体の判断にゆだねられているところです。

平成27年度の衛生行政報告例の記入要領を変更し、健康増進法第21条第3項に規定する適切な栄養管理の実施に関して、健康増進を目的とした施設のうち、肥満並びにやせに該当する者の割合が増加している施設に対して、該当するすべての施設に指導・助言を行い、その件数を計上していただくこととなります。

- (2) 肥満並びにやせに該当する者の割合が増加している施設とは、平成26年度の肥満並びにやせに該当する者の割合を基準として、この基準（平成26年度の結果）と比較し、肥満並びにやせに該当する者の割合が5%以上増加している施設とします。平成27年度以降、健康日本21（第二次）の中間評価までの間、平成27年度結果と基準年度である平成26年度、平成28年度結果と平成26年度といったように比較を行うこととなります。
- (3) 肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法については、別添に示した方法を参照してください。

(別添)

## 肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法について

肥満並びにやせの評価方法については、BMIをはじめ、複数の方法が存在しています。特に、小児における肥満度を用いた評価の方法については、わが国においては、肥満度算出のために用いる標準体重の算出方法に複数の方法が存在することに留意が必要です<sup>1)</sup>。

## 1. 成人の肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法

○BMI (Body Mass Index 次式)を用います。

○男女とも20歳以上BMI=22を標準とし、肥満の判定基準は、下記の通りとします。

$$\text{BMI} = \text{体重 kg} / (\text{身長 m})^2$$

判定	低体重(やせ)	普通	肥満
BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上

(日本肥満学会(2000年)による肥満の判定基準)

## 2. 小児の肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法

## (1) 幼児

○3歳以上6歳未満の幼児を対象に、幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)を用いた評価方法<sup>2-4)</sup>とします。

○肥満度の判定区分のうち、「肥満」については、+15%以上、「やせ」については、-15%以下を評価対象とします。

幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)による肥満度の評価方法については、平成12年乳幼児身体発育調査の結果に基づき作成されています。

集団の長期的評価や医学的な判定においては、関係学会の見解<sup>1)</sup>等に基づき、平成12年乳幼児身体発育調査の結果に基づく値を用い、母子健康手帳においては、直近の調査にもとづく乳幼児の現況を示すものであることから、平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づく値が用いられています<sup>2,5)</sup>。

これらを踏まえ、本評価においては、集団の長期的評価を行う観点から、平成12年乳幼児身体発育調査の結果に基づき作成されたものを用いることとしますが、保護者が使用している母子健康手帳に掲載されている幼児身長体重曲線と同様のものを用いて評価をしたい場合には、平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づき作成されたものを用いても差し支えないこととします。

なお、身長別標準体重の早見表及び肥満度判定区分の簡易ソフトについては、平成25年度中に配布予定です。

$$\text{肥満度} = \left[ \text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)} \right] / \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

区分	呼称
+30%以上	ふとりすぎ
+20%以上+30%未満	ややふとりすぎ
+15%以上+20%未満	ふとりぎみ
-15%超+15%未満	ふつう
-20%超-15%以下	やせ
-20%以下	やせすぎ

【平成12年乳幼児身体発育調査の結果に基づく身長別標準体重の算出式】

■ 男児 標準体重 =  $0.00206 \times \text{身長}^2 - 0.1166 \times \text{身長} + 6.5273$

■ 女児 標準体重 =  $0.00249 \times \text{身長}^2 - 0.1858 \times \text{身長} + 9.0360$

【平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づく身長別標準体重の算出式】

■ 男児 標準体重 =  $0.002226 \times \text{身長}^2 - 0.1471 \times \text{身長} + 7.8033$

■ 女児 標準体重 =  $0.002091 \times \text{身長}^2 - 0.1139 \times \text{身長} + 5.7453$

## (2) 児童・生徒

○学校保健統計調査方式（性別・年齢別・身長別標準体重）<sup>6,7)</sup>による肥満度判定方法を用います。

○以下の区分のうち、「肥満」については、+20%以上、「やせ」については、-20%以下を評価対象とします。

$$\text{肥満度 (過体重度)} = \left[ \text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)} \right] / \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

	やせ傾向		普通	肥満傾向		
	-20%以下			20%以上		
判定	高度やせ	軽度やせ		軽度肥満	中等度肥満	高度肥満
肥満度	-30%以下	-30%超 -20%以下	-20%超~ +20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上

$$\text{身長別標準体重 (kg)} = a \times \text{実測身長 (cm)} - b$$

年齢	男		女	
	a	b	a	b
5	0.386	23.699	0.377	22.750
6	0.461	32.382	0.458	32.079
7	0.513	38.878	0.508	38.367
8	0.592	48.804	0.561	45.006
9	0.687	61.390	0.652	56.992
10	0.752	70.461	0.730	68.091
11	0.782	75.106	0.803	78.846
12	0.783	75.642	0.796	76.934
13	0.815	81.348	0.655	54.234
14	0.832	83.695	0.594	43.264
15	0.766	70.989	0.560	37.002
16	0.656	51.822	0.578	39.057
17	0.672	53.642	0.598	42.339

出典：財団法人日本学校保健会『児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）』平成18年

※日本小児内分泌学会、日本成長学会により、早見表や計算ソフトが公表されています<sup>8)</sup>。

## 参考資料

- 1) 日本小児内分泌学会・日本成長学会合同標準値委員会. 日本人の小児の体格の評価に関する基本的な考え方  
[http://jspe.umin.jp/pdf/takikaku\\_hyoka.pdf](http://jspe.umin.jp/pdf/takikaku_hyoka.pdf)  
(資料) 2000年日本人小児の体格標準値  
[http://jspe.umin.jp/pdf/2000taikaku\\_hyoka2.pdf](http://jspe.umin.jp/pdf/2000taikaku_hyoka2.pdf)
- 2) 乳幼児身体発育評価マニュアル. 平成23年度厚生労働科学研究費補助金「乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究」平成24年3月  
<http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/index.files/katsuyou.pdf>
- 3) 厚生労働省. 平成12年乳幼児身体発育調査報告書  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-4.html>
- 4) 厚生労働省. 平成22年乳幼児身体発育調査報告書  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001t3so-att/2r9852000001t7dg.pdf>
- 5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課. 乳幼児の身体発育評価について(事務連絡). 平成24年5月21日
- 6) 文部科学省. 学校保健統計調査-平成24年度(確定値)結果の概要  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k\\_detail/1331751.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1331751.htm)
- 7) 財団法人日本学校保健会. 児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版). 平成18年
- 8) 日本小児内分泌学会ホームページ <http://jspe.umin.jp/>  
日本成長学会ホームページ <http://www.auxology.jp/>